**○法務省告示第百七十七号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月十一日

法務大臣　江田　五月

| 認証紛争解決事業者の名称及び住所 | 認証年月日 | 指定の効力が生ずる日 | 登記所 | 事務 |
|---|---|---|---|---|
| 山梨県社会保険労務士会<br>山梨県甲府市酒折一丁目一番十一号日星ビル二F | 平成二十三年三月二十二日 | 平成二十三年五月二日 | 前橋地方法務局富岡支局 | 地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務 |
| | | | 前橋地方法務局 | |
| | | | 大阪法務局天王寺出張所 | |
| | | | 大阪法務局北出張所 | |
| | | | 大阪法務局枚方出張所 | |
| | | | 大阪法務局北大阪支局 | |

**○法務省告示第百七十八号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月十一日

法務大臣　江田　五月

| 認証紛争解決事業者の名称及び住所 | 認証年月日 | 指定の効力が生ずる日 | 登記所 | 事務 |
|---|---|---|---|---|
| 秋田県社会保険労務士会<br>秋田県秋田市大町三丁目二番四十四号大町ビル内 | 平成二十三年三月二十三日 | 平成二十三年五月二日 | 津地方法務局桑名支局 | 地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務 |
| | | | 山口地方法務局 | |
| | | | 那覇地方法務局名護支局 | |
| | | | 青森地方法務局 | |
| | | | 青森地方法務局五所川原支局 | |
| | | | 札幌法務局 | |

**○法務省告示第百七十九号**

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十三年四月十一日

法務大臣　江田　五月

| 登記所 | 事務 |
|---|---|
| 宇都宮地方法務局小山出張所 | 地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務 |
| 札幌法務局小樽支局 | |
| 函館地方法務局 | |
| 釧路地方法務局帯広支局 | |
| 釧路地方法務局北見支局 | |
| 松山地方法務局砥部出張所 | |

**○外務省告示第百五十号**

ホンジュラス共和国政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の加入書を平成二十二年十二月一日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十三年三月一日にホンジュラス共和国について効力を生じた。

（平成二十二年十二月二日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年四月十一日

外務大臣　松本　剛明